



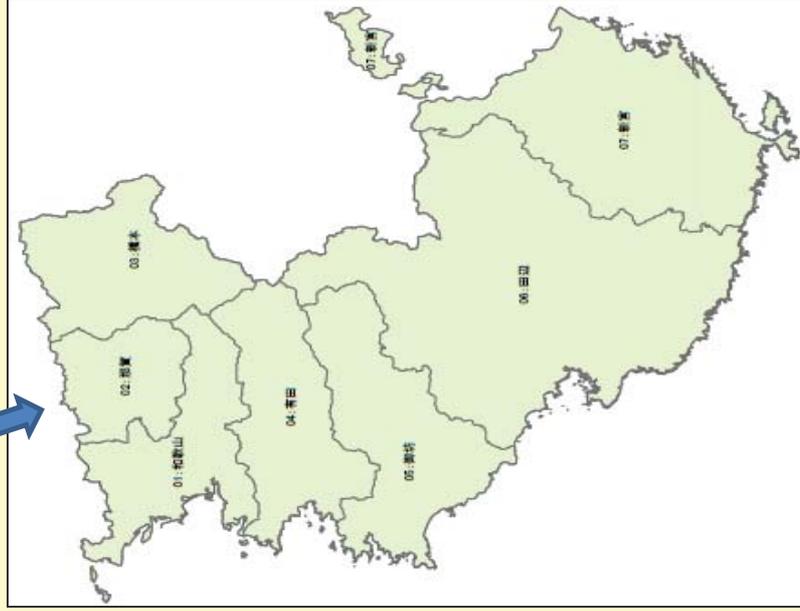
2015 紀の国わかやま国体
第70回国民体育大会 躍動と歓喜、そして絆
2015 紀の国わかやま大会
第15回全国障害者スポーツ大会 躍動と歓喜、そして絆

重点番号3：介護保険制度における住所地特例の適用
対象の拡大（和歌山県）

地方に移住した高齢者に係る 介護費用の負担調整制度の導入について

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局

和歌山県の概況について



和歌山県の人口等について

人口：1,003,730人(平成27年1月時点)

→ 高齢化率：29.5%

高齢者数：296,593人

後期高齢者数：149,481人

- 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（平成25年3月）によると、
 - ・ 高齢者数は、平成32年（2020年）の307,484人でピーク
 - ・ 後期高齢者数は、平成42年（2030年）の185,902人でピークを迎えることが推測される。

現在の介護保険制度等における課題等について

高齢化の進展による介護保険制度等における課題

都市部	<ul style="list-style-type: none">・ 介護保険施設等の不足と、整備にかかる膨大な費用・ 介護費用のコスト高（求人に係る費用を含めた人件費の高騰）
地方	<ul style="list-style-type: none">・ 将来的な高齢者人口減少に伴う介護余力の発生・ 雇用の受け皿として、介護職などの仕事の確保

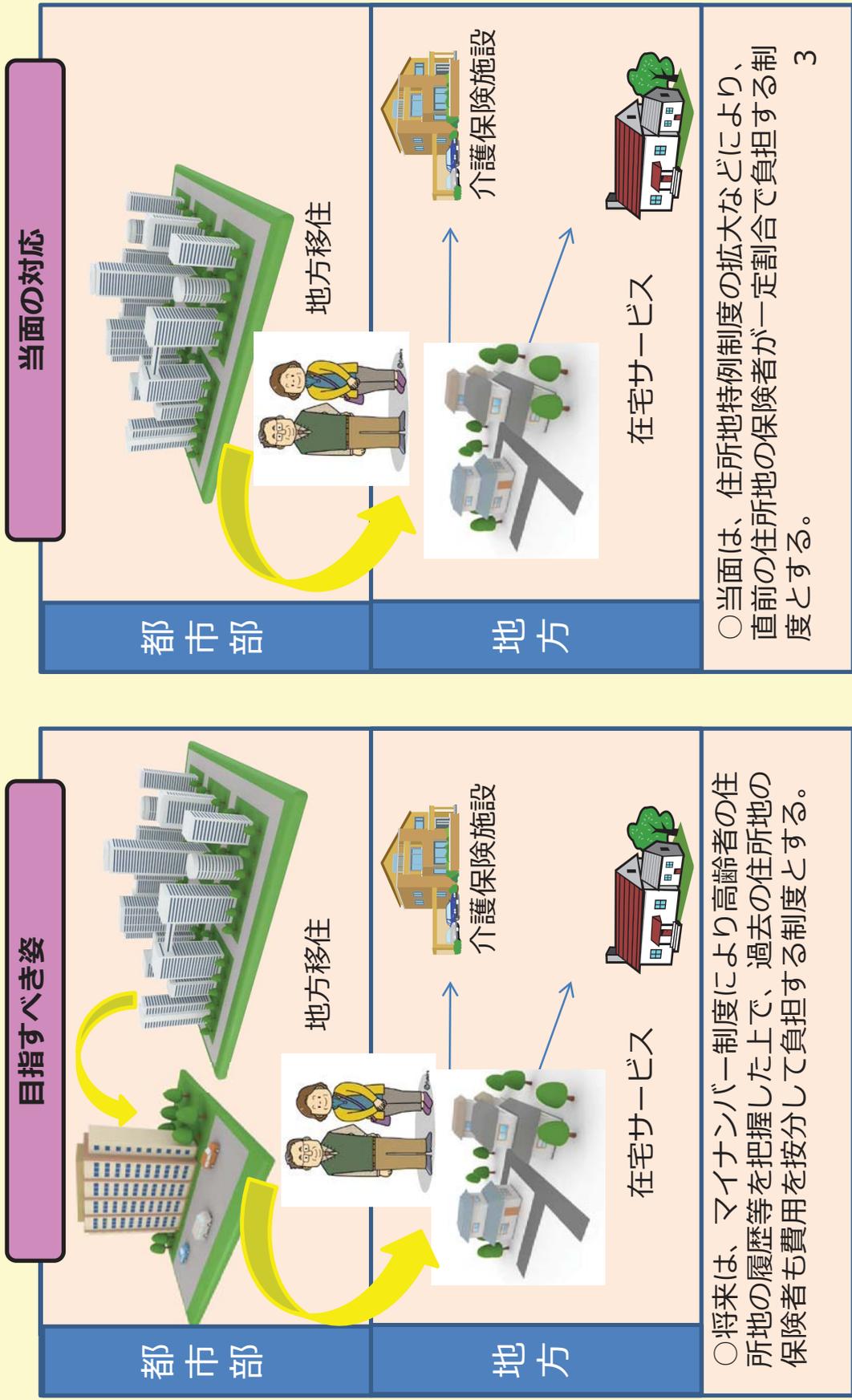
介護費用の公費負担における現状

- 高齢者が移住先の自治体にある施設に直接入所した場合は、住所地特例の適用により、元の住所地の自治体が介護サービスに係る費用を一部負担
- 高齢者が元気なうちに移住し、その後施設入所や在宅サービスの利用を行った場合は、移住先の自治体がそれらの介護サービスに係る一部費用を負担

地方創生の一環として、都市部の元気な高齢者の地方への移住が進むことで
移住先の地方公共団体の介護サービスに係る将来的な費用負担は増大

地方に移住した高齢者に係る介護費用の負担調整制度の導入

- 都市部から地方に移住した高齢者が、移住後に利用した介護サービスに係る費用については、過去の住所地の保険者も一定割合で負担する制度とする。



和歌山県内の30市町村における
高齢者を含む都市から移住を促進する取組実態について

30市町村中
既に取組を行っている 17自治体

<都市からの高齢者の移住を進める際に支障となること>

- ・ 交通や買い物不便（公共交通機関の不足）
- ・ 住居の確保
- ・ 医療資源（看護師等人材含む）の不足
- ・ 介護人材の確保
- ・ **介護費用の市町村負担の増加**
- ・ 高齢者医療費の増加 など

県内30市町村の97%が介護費用の市町村負担の増加を懸念